

とっとり暮らしワーキングホリデー参加者を受入するにあたって

①参加者が継続して本県と関わりを持てるよう、事業内容の工夫をお願いします。

観光以上、定住未満の関わりで、地域と多様に関わり応援する本県との関係人口を創出するため、ワーキングホリデー受入後も参加者が継続して地域と関わりたいと思うような事業内容の工夫をお願い致します。

②参加者に対して、事前に受入内容の詳細を必ずご説明いただくようお願いします。

受入後のトラブルを防止するため、参加者に対して、事前に受入内容の詳細を必ずご説明いただき、受入団体と参加者の間で合意を得るようにお願いします（以下、説明例）。

- ・就労（作業）内容
- ・滞り場所について
- ・滞り期間中の移動手段について
- ・交流・学びの内容
- ・助成内容
- ・加入保険について
- ・滞り期間中の注意点
- ・県の補助事業を活用していること

（必要書類の提出など補助要件があること、県からの情報や連絡が届くことがあること等）

③労働基準法等、関係法令の遵守をお願いします。

参加者の就労内容・条件等について、労働基準法等の関係法令を遵守していただきますようお願いいたします。また、ボランティアや就業体験としてのインターンシップなど、無報酬とする活動内容での受入も可能ですが、以下のような項目に該当する場合、労働基準法第9条に定められている「労働」として認められ、法令違反となる可能性がありますので十分ご注意ください。

労働・雇用関係法令に関する相談先については、以下リンクをご参照ください。

【参考】鳥取労働局ホームページー労働関係相談先一覧

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/madoguchi_annai/madoguchi.html

※「労働者」に当たる場合

- ・労働力の確保を目的としており、見学や体験的要素が少ない
- ・使用者から業務に関わる指揮命令を受けており、使用従属関係が認められる。
- ・参加者が直接の生産活動に従事し、それによる利益・効果が受入団体に帰属する

なお、業務（作業）内容については、事業提案時にはとっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金事業提案募集要領様式1（第4関係）事業提案書の「受入予定企業」欄、交付申請（実績報告）時には、とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金交付要綱様式第1号（第4条・第7条関係）事業計画（報告）書の「就労」欄に具体的に記載いただきますようお願いいたします。欄内に収まらない場合は、別葉に記載いただいても構いません。

④ふるさと鳥取アプリ「とりふる」のご活用をお願いします。

ふるさと鳥取アプリ「とりふる」をご活用いただくよう、参加者の方にアプリの周知・ダウンロードをしていただくようお願いいたします。また、実績報告時に、参加者の方のアカウントナンバー（j i d）も併せて報告をお願いします。

※参加者の方に、電子マネーに交換可能なポイント（300ポイント）が付与されます。